

## 平成 26 年度環境省税制改正要望の概要

### 1. 公平で効率的な税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。

(地球温暖化対策)

- 昨年 10 月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当する。このほか、個別の税制についてもグリーン化の観点から幅広く検討する。

(自動車環境対策)

- 平成 25 年度税制改正大綱(平成 25 年 1 月 24 日自由民主党・公明党)に沿って、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

### 2 個別のグリーン化措置

#### (1) 低炭素社会

- **自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備の取得等に係る税制上の措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税)【新規】**
  - ・ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備を取得等した場合、取得価額の即時償却又は 15% の税額控除を認める特例措置を 3 年間講じる措置を創設する。
  - ・ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備に係る固定資産税について、課税標準を 1/3 とする特例措置を 3 年間講じる措置を創設する。

➤ **地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る税制上の措置（法人税、所得税）【新規】**

- ・ 事業者が策定する地球温暖化対策の計画に基づき、温室効果ガス排出抑制等指針に適合した設備を一括導入した場合、当該計画における削減目標を達成することを条件に取得価額の即時償却又は 15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる措置を創設する。

➤ **既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税）【新規】**

- ・ 既存の事業用建築物（オフィスビル等）の省エネ改修を行った場合、法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税について特例措置を創設する。

➤ **低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）【新規】**

- ・ 祖父母等が孫等に対して、太陽光発電設備や高効率給湯機器等の低炭素化設備の普及のために贈与を行う場合について、贈与税を非課税にする措置を創設する。

➤ **特定認定長期優良住宅の取得に係る税制上の措置（固定資産税、不動産取得税、登録免許税）【延長】**

- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新たに固定資産税が課される年度から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）（通常の新築住宅は3年度分（中高層耐火建築物は5年度分））に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から1/2を減額する特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税について、課税標準を当該住宅の価格から1300万円（通常の新築住宅は1200万円）控除した額とする特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（1.5/1000→1/1000）の適用期限を2年間延長する。

➤ **認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置（登録免許税）【延長】**

- ・ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置（1.5/1000

→1/1000) の適用期限を2年間延長する。

➤ **再生可能エネルギー発電設備の導入に係る課税標準の特例(固定資産税) 【延長】**

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間2/3とする特例措置の適用期限を2年間延長する。

➤ **バイオディーゼル燃料の軽油引取税に係る課税標準の特例(軽油引取税) 【新規】**

- ・ バイオディーゼル燃料を混和して製造された軽油について、特約業者が販売業者を通して販売する場合に、その製造に使用されたバイオディーゼル燃料に相当する軽油引取税を軽減する特例措置を3年間講じる措置を創設する。

## (2) 循環型社会

➤ **使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置(法人税、所得税) 【新規】**

- ・ 認定事業者等が使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める特例措置を3年間講じる措置を創設する。

➤ **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例(法人税、所得税) 【延長】**

- ・ 特定廃棄物最終処分場の埋立終了後における維持管理に要する費用に備えるため、特定廃棄物最終処分場ごとに特定災害防止準備金を積み立てたときは、当該積立金の額を損金又は必要経費に参入できる特例措置の適用期限を2年間延長する。

➤ **公害防止用設備に係る課税標準の特例(固定資産税) 【延長】**

- ・ 公害防止用設備(汚水・廃液処理施設、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設)に係る固定資産税について、課税標準を1/3(ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場については1/2)とする特例措置の適用期限を2年間延長する。

### (3) 安全・安心確保

#### ➤ 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例(固定資産税) 【新規】

- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、平成 26 年排出ガス新基準を満たし基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間1/2とする措置を創設する(ただし、定格出力帯別の規制開始日前の取得分に限る。定格出力130kW以上560kW未満のものは規制開始日から1年後までの取得分に限る。)

### (4) その他

#### ➤ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税、法人住民税) 【拡充】

- ・ 試験研究費の増加分に係る税額控除について、控除率を5%から30%に引き上げる特例措置の適用期限を3年間延長するとともに、繰越し制度を新設する。併せて、定常的に多額の研究開発投資を行っている企業に有利な上乘せ措置を2年間延長する。

#### ➤ 研究開発法人への寄附に係る税制措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税) 【新規】

- ・ 研究開発法人に対する寄附金について、法人からの寄附金については全額を損金算入とし、個人からの寄附金については、寄附金額から2000円を差し引いた金額の40%の税額控除と所得控除の選択制を導入する。

#### ➤ 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長(自動車重量税) 【延長】

- ・ 東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置の適用期限を1年間延長する。

(参考) 日本再興戦略で指摘された企業の生産設備の投資促進に関連する  
重点税制改正要望

※すべて再掲

- 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備の取得等に係る税制上の措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税）
- 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る税制上の措置（法人税、所得税）
- 既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税）
- 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置（法人税、所得税）
- 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例（固定資産税）

(参考) 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

① 民間投資の活性化

○ 先端設備の投資促進

- ・ 生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

# 平成26年度 環境省税制改正要望事項

## 1. 公平で効率的な税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。

(地球温暖化対策)

- 昨年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当する。このほか、個別の税制についてもグリーン化の観点から幅広く検討する。

(自動車環境対策)

- 平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日自由民主党・公明党)に沿って、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

## 2. 個別のグリーン化措置

### (1) 低炭素社会

◆は日本再興戦略で指摘された企業の生産設備の投資促進に関連する重点要望

- ◆ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備の取得等に係る税制上の措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税)【新規】
- ◆ 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る税制上の措置(法人税、所得税)【新規】
- ◆ 既存の事業用建築物の省エネ改修を行った場合の税制上の措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税)【新規】
- 低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置(贈与税)【新規】
- 特定認定長期優良住宅の取得に係る税制上の措置(固定資産税、不動産取得税、登録免許税)【延長】
- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置(登録免許税)【延長】
- 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る課税標準の特例(固定資産税)【延長】
- バイオディーゼル燃料の軽油引取税に係る課税標準の特例(軽油引取税)【新規】

## 2. 個別のグリーン化措置

◆は日本再興戦略で指摘された企業の生産設備の投資促進に関連する重点要望

### (2) 循環型社会

- ◆ 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置(法人税、所得税)【新規】
- 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例(法人税、所得税)【延長】
- 公害防止用設備(汚水・廃液処理施設、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場、PCB廃棄物等処理施設及び石綿含有産業廃棄物等処理施設)に係る課税標準の特例(固定資産税)【延長】

### (3) 安全・安心確保

- ◆ 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例(固定資産税)【新規】

### (4) その他

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税、法人住民税)【拡充】
- 研究開発法人への寄附に係る税制措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新規】
- 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置(自動車重量税)【延長】